いのちオーナーズ申込書

すべての事項にご記入のうえ、FAX または郵送にて、下記送付先までお送りください。

チェック □ いのちオーナーズの規則に同意します。 チェック □ 18歳以上です。	申込日 年　月　日

	姓	名
お名前		
ふりがな		
住　所	〒	
電話番号		
携帯番号		
登録区分 プレミアムの場合は、ご入金金額をご記入ください	□ いのちオーナーズ（年会費 4,000 円）	□ いのちオーナーズプレミアム（年会費 10,000 円～自由設定） 金額　円
特典・会費領収書（郵送）	□ 受け取る	□ 受け取らない
郵送物	□ 受け取る	□ 受け取らない
連絡事項		

FAX 番号　03-6384-1975

【送 付 先】 〒100-8962 東京都千代田区永田町2丁目1-1 参議院議員会館B2F
いのちの党会派事務室内
いのちオーナーズ・フレンズ事務局

【お問い合わせ】 電話番号 : 03-6205-4510 （平日9：00 ～ 18：00）

メールアドレス：support@inochinoto.jp

いのちの党 オーナーズ・フレンズ規則

（目的）

第１条　本規則は、いのちオーナーズ及びいのちフレンズに関し、いのちの党規約により委任を受けた事項及び当該規約を実施するために必要な事項を定める。また「いのちオーナーズ」とは「いのちオーナーズプレミアム（特別会員)」(以下「特別会員」とする）と「いのちオーナーズ（一般会員)」(以下「一般会員」とする）の総称である。

（いのちオーナーズの登録・更新手続き）

第２条　いのちオーナーズへの登録は、党本部ＷＥＢサイト又は党指定の方法で登録手続きを行い、年会費の決済または払込みをし、事務局が入金を確認した時点で完了する。ただし、オーナーズへの登録は、１８歳以上の者に限るものとする。また、いのちオーナーズの会員期間更新手続きは、更新期間内にマイページ又は党指定の方法で更新手続きを行い、年会費の決済または払込みをし、事務局が入金を確認した時点で完了する。

２ 前項の年会費を１００００円以上支払った者を特別会員とし、年会費を４０００円支払った者を一般会員とする。年会費は、理由の如何を問わず返金しないものとする。

３ 特別会員として申し込みをした者が、４０００円を超えて１００００円に満たない年会費を支払った場合、一般会員の年会費として支払われたものとみなす。また、一般会員に申し込み、４０００円を超えて１００００円に満たない金額を支払った場合は、一般会員の会費として支払われたものとみなす。

４ いのちオーナーズの申込から一年以内の年会費支払い額が４０００円未満の場合、申込が無かったものとみなす。

５ いのちオーナーズの初年度会員期間開始日は、会員申込と年会費の入金を事務局が確認した日とし、会員期限は会員期間開始月を含めて１２ヶ月目の月末日(例：４月に会員になった場合、翌年の３月３１日まで）とする。また、いのちオーナーズの２年目以降の会員期間開始日は、前年度会員期間終了日の翌日とし、会員期限は会員期間開始月を含めて１２ヶ月目の月末日（例：４月に２年目が開始した場合、翌年の３月３１日まで）とする。

６ いのちオーナーズの更新期間開始日は、現会員期間終了日の３ヶ月前とし、更新期間終了日は現会員期間終了月の末日とする。

７ いのちオーナーズの会員更新期間内に年会費の支払いが完了しなかった場合、いのちオーナーズは登録解除となり、いのちフレンズとしての登録に変更する。

８ いのちオーナーズとして登録している者は、特別会員及び一般会員として、重複登録することはできず、いのちオーナーズとして登録している者は、いのちフレンズに登録をすることはできないものとする。

9 いのちオーナーズ内での重複申込又は登録が判明した場合は事務局により１つの会員に統合するものとする。

10 いのちオーナーズを退会した者が再度いのちオーナーズとなる場合、いのちオーナーズ会員１年目としてスタートする。

（フレンズの登録手続き）

第３条　いのちフレンズの会員登録手続きは、党本部ＷＥＢサイトで申込を行うことで完了する。また、いのちフレンズはメールアドレスの登録を必須とする。

２　いのちフレンズの会員期間開始日は、会員登録が完了した日とし、次条第１項の退会手続きを行うまでとする。

３　いのちフレンズがいのちオーナーズに登録した場合、いのちフレンズの退会をしたものとみなす。同一人物による重複（いのちオーナーズといのちフレンズでの重複、およびいのちフレンズ内での重複を含む）の申込又は登録が判明した場合は事務局により１つの会員に統合するものとする。

（いのちオーナーズ及びいのちフレンズの退会手続き）

第４条　いのちオーナーズ及びいのちフレンズは、党本部ＷＥＢサイト又は党指定の退会書面にて退会手続きを行うことで退会することができる。

２　前項の退会手続きを行った場合、退会時点がいのちオーナーズの会員有効期間内であっても年会費の返金は行わない。

３　いのちオーナーズ及びいのちフレンズを退会した場合、それまで使用していたマイページはすべて使用できなくなるものとする。

（譲渡等の禁止）

第５条　いのちオーナーズ会員及びいのちフレンズ会員は、会員として有する権利について、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定等の行為をしてはならない。

（オーナーズ及びフレンズの倫理の遵守）

第６条　いのちオーナーズ会員及びいのちフレンズ会員は、政治倫理に反する行為ならびに党の名誉及び信頼を傷つける行為を行ってはならない。

２　いのちオーナーズ会員、又は、いのちフレンズ会員が、前項に反し本党の運営に著しい悪影響を及ぼした場合、代表は、党規約が定める倫理規定に準じて、いのちオーナーズ又はいのちフレンズの登録からの削除を含めた必要な措置を行うことができる。

附則（令和４年４月１日）

本規則は令和４年４月１日より実施する。

以下はいのちオーナーズの登録に関して、党規約の該当箇所の抜粋です。

いのちの党　規約　（いのちオーナーズ・いのちフレンズ該当条文）

第３章　いのちオーナーズ及びいのちフレンズ

（いのちオーナーズ）

第６条　本党綱領及びそれに基づく政策に賛同する者で、登録費を納付し、第３項に定める登録をした者をいのちオーナーズ（以下「オーナーズ」という）とする。

２　オーナーズは、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において、投票権を有する。

３　オーナーズの登録及び登録の解除、並びに登録費等については、会員規則で別に定める。

４　オーナーズへの登録は、１８歳以上の者に限るものとする。

５　本党以外の党籍を有する者及びこれに類する者は、オーナーズへの登録をすることはできない。

（いのちフレンズ）

第７条　本党綱領及びそれに基づく政策に賛同する者で、第３項に定める登録をした者をいのちフレンズ（以下「フレンズ」という）とする。

２　フレンズは、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において、投票権を有する。

３　フレンズの登録及び登録の解除等については、会員規則で別に定める。

附則（令和８年８月６日）

本改正は、令和８年８月６日より実施する。